

I. 税法及び特別消費税法の改訂

国会は、2015年1月1日より有効となる税法の改訂及び2016年1月1日より有効となる特別消費税法の改訂を、2014年11月26日に可決しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 法人所得税 (CIT)

- ・ 損金算入費用総額（商品の購入価額除く）の15%を超える広告宣伝費、販売促進費用を損金不算入とする規定が、完全に削除されました。
- ・ 以下の新規投資プロジェクトから生じる所得は、15年間CIT税率10%が適用されます。当該15年の期間内に、4年間免税および9年間CIT税率50%の減税（すなわち5%）を適用することができます。
 - * 投資奨励裾野産業製品リスト内事業で、2015年1月1日時点においてベトナム国内で生産することができないような繊維、靴、電子-IT、自動車組立、機械工学製品産業またはハイテク産業
 - * ハイテク法及び科学・技術法で公認されている技術を適用し、12兆VND以上の法定資本金を持ち、かつ投資ライセンス取得日から5年以内に法定資本金を拠出している製造業
- ・ 投資を促すことを目的として、特別に認められる場合には、優遇税率適用期間を最長さらに15年延長できる可能性があります。
- ・ 社会的・経済的困難又は特別困難な地域に所在しない農業企業は、2014年及び2015年は15%、2016年以降は17%のCIT税率を適用することができます。
- ・ 当該改定法の税優遇条件を満たす企業は、投資ライセンス取得時点または法改正時点のいずれか有利なほうの優遇税制を選択適用できる権利があります。

- ・ 外国に投資しているベトナム企業が税引後純利益を外国からベトナムに送金する場合、当該外国とベトナムとの間に租税条約が締結されている場合には租税条約が適用されますが、租税条約が締結されておらず、外国のCIT税率がベトナムより低い場合には、差額をベトナムで納税しなければなりません。

2. 個人所得税 (PIT)

- ・ 個人事業による所得が年間1億VND以下の場合は、税務上の事業所得ではなくなります。
- ・ カジノ勝利金による所得は、PITの対象ではなくなります。
- ・ 以下の所得がPIT免税対象に追加されます。
 - * 外国海運企業又は国際輸送専門のベトナム海運企業で働くベトナム人乗組員の給与・賃金所得
 - * 漁船を所有する個人、漁船の使用権を持つ個人及び漁船で働く個人の、沖合漁場による所得
- ・ 個人事業者は、総売上に対してみなし税率を乗ずる方法でPITを申告することになり、以前の課税所得累進税率表に基づく税額計算は無くなります。この変更により個人事業者は扶養控除などができなくなります。
- ・ 証券及び不動産の譲渡所得については、証券譲渡額に対して0.1%、不動産譲渡額に対して2%のPITが取引ごとに一律に課されます。譲渡額から関連費用を差し引く前規定での計算方法はできなくなります。



3. 付加価値税（VAT）

- ・ 肥料、動物・家畜用飼料及び農業専用設備のVATが、前規定の5%から非課税に変更になります。
- ・ VAT申告の際の、物品及びサービスの購入販売リストの提出が不要になります。

4. 租税管理

- ・ 遅延利息は、日数にかかわらず0.05%/日となります（前規定では91日目以降0.07%/日）。
- ・ 売上、費用などの取引を外貨で行う納税者、及び外貨での納税義務があるが税務当局の許可によりVNDでの納税が認められる納税者は、実行為替レートでVNDに換算する必要があります（前規定は中央銀行公表のインターバンクレート）。
- ・ 月次、四半期の申告手続が簡素化され、申告書に添付する詳細リスト及び補助資料の提出が不要になります。

5. 特別消費税（SCT）

- ・ 全てのタイプのガソリンがSCTの対象となります。
- ・ SCTの課税対象は、環境保護税及びVATを除いた価格です。
- ・ 以下のとおり、タバコ、アルコール及びビールに対するSCTは増税され、バイオディーゼルのSCTは減税されます。
 - * タバコ類は現在の65%から、2016年1月1日より70%、2019年1月1日より75%に増税されます。
 - * 20度以上のアルコールは現在の50%から、2016年より55%、2017年1月1日より60%、2018年1月1日より65%に増税されます。
 - * 20度未満のアルコールは現在の25%から、2016年より30%、2018年1月1日より35%に増税されます。
 - * ビールは、2016年1月1日より55%、2017年より60%、2018年より65%に増税されます。
 - * バイオディーゼルについては、E5 が10%から8%に、E10が10%から7%に減税されます。
 - * カジノ及び電子ゲームの勝利金は、30%から35%に増税されます。

II. DECREE 91

CIT, PIT, VAT及び租税管理についての改訂

政府は2014年8月25日付のResolution63/NQ-CPのガイダンスとして、2014年10月1日付でDecree91/2014/ND-CP (Decree91)を発行しました。主な内容は以下の通りです。

1. 法人所得税 (CIT)

課税所得

- ・ 受託研究開発から生じた所得の免税期間が、前規定の最長1年から最長3年に延長されました。
- ・ ベトナムで新たに適用される新技術によって製造された製品の販売から生じた所得の免税期間が、前規定の最長1年から最長5年に延長されました。

損金算入費用

- ・ 従業員個人に直接支払われた福利厚生費（休暇中の旅行費、健康保険、研修補助費等）について、平均給与の一ヶ月分を上限に損金算入することができます。
- ・ 自動車事業における、サンプル及び試運転用の9人乗り以下の車の減価償却費を損金算入する際の16億ドンの上限規定が廃止されました。

税優遇措置

- ・ 法人税優遇が適用される工業団地には、2009年1月以降に設立された特別都市、中央の都市レベルⅠ、省の都市レベルⅠに所在する工業団地も含まれます。
- ・ 当初の投資ライセンスが法人税優遇の対象になっており、追加投資が、当初投資ライセンスの申請書類において記載された投資額、投資フェーズ及び投資スケジュールの範囲内で行われたとみなされる場合には、当該追加投資についても当初の法人税優遇が適用されます。ただし、2014年より前に当初の投資ライセンスの

認可を受けた場合、当該法人税優遇は2014年1月1日からの残余期間に対して適用されます。

- ・ 税優遇対象となっている投資プロジェクトにおいて、2009年～2013年の間に代替投資を行った固定資産から生じた収益についても、新規投資又は事業拡張に該当しない限り、残余期間に限り税優遇対象になります。
- ・ 当初設立ライセンスでは輸出割合の条件で税優遇を享受できたものの、ベトナムがWTO加盟してから輸出割合の条件で税優遇を享受できなくなった企業は、輸出割合以外の条件を満たせば、優遇税率、免税及び減税について異なる組み合わせを選択できます。当該税優遇は繊維・縫製業が2007年から、その他の業種が2012年からの残余期間について適用されます。

CIT申告手続

- ・ CITの四半期申告の規定が廃止されました。今後は年度の確定申告のみ必要となります。不動産分野及び特殊な事業に限り、所得発生都度の申告が必要になります。
- ・ CITの四半期申告は不要となりましたが、四半期ごとのCIT予定納税は引き続き必要です。企業は各四半期の翌月30日までに四半期CIT相当額を予定納税しなければなりません。予定納税額は、財務数値や前年度の納税額などに基づき計算されます。
- ・ 四半期ごとのCIT予定納税額の合計額が確定税額を20%以上下回る場合は、下回った額に対して、該当年度の第4四半期納税期限日から確定申告の納税日までの日数に応じた遅延利息が課されます。

2. 付加価値税 (VAT)

非課税取引

- ・ 貸し手側の承認に基づき、借入金の返済に充てるために当該借入金の担保資産を売却する場合は、VAT非課税となります。

仕入VAT控除

- ・ 自動車事業における、サンプル及び試運転用の9人乗り以下の車の仕入VAT控除に関する16億ドルの上限規定が廃止されました。
- ・ 契約上の支払期限が到来する前において、購入時のInvoiceがあれば支払証憑がなくても仕入VAT額を控除できますが、支払期限が到来したにもかかわらず支払証憑を準備できなければ、いったん控除した仕入VATは同月に減額調整しなければなりません。前規定では、同様のケースでも支払証憑の提出期限を12月31日まで延長することができましたが、新規定では支払証憑の提出期限は期限到来時となります。

VAT申告

- ・ 年間売上高が500億VND以下（前規定では200億VND）の企業はVAT四半期申告の対象になります。

3. 個人所得税 (PIT)

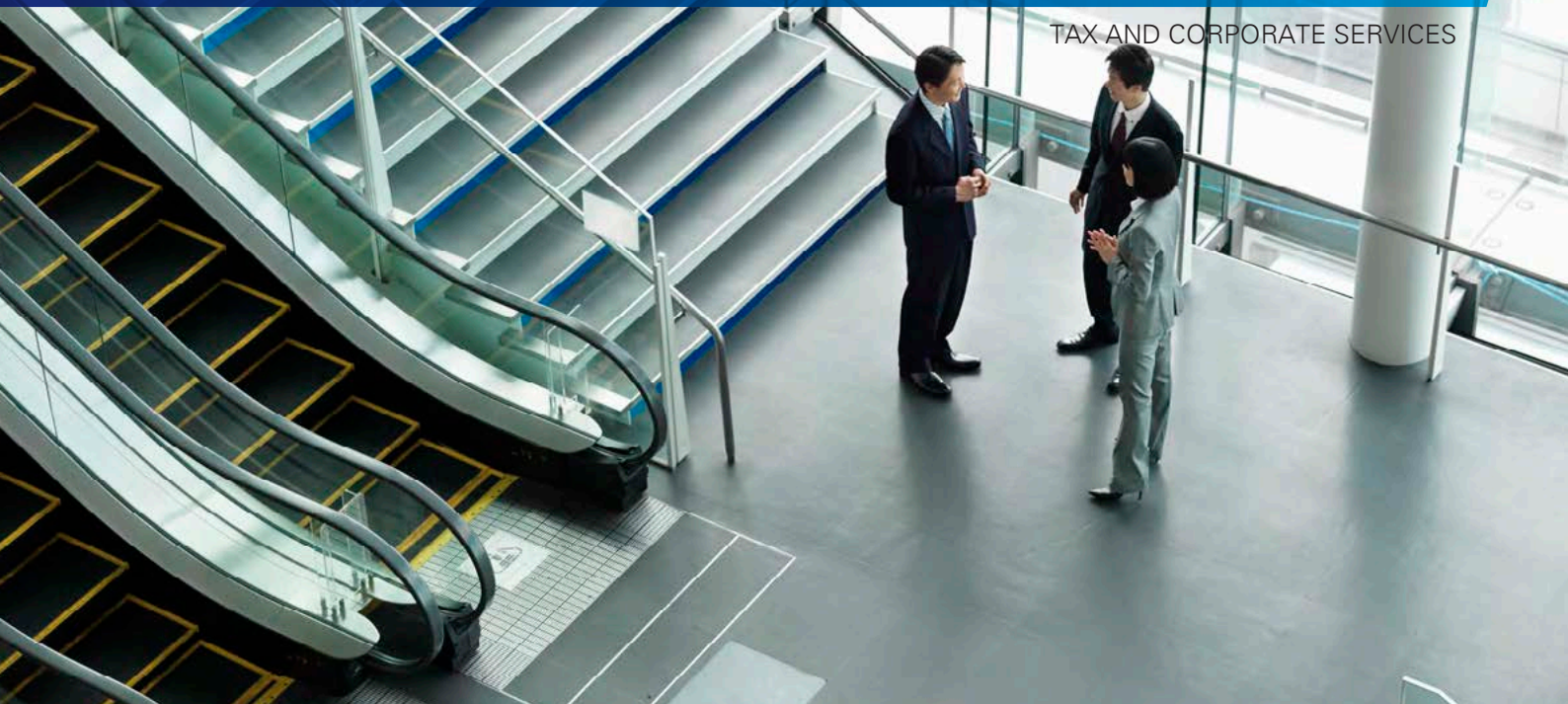
課税所得

- ・ 工業団地、経済特区、社会的・経済的に困難あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域で働いている従業員に対して雇用者が無償提供する寮舎の現物支給は、PIT上非課税になります。
- ・ 法人によりPIT額が源泉された保険代理人、宝くじ又はマルチ商法の販売員は確定申告が不要になります。

4. 租税管理

- ・ 事業を休止する納税者は、税務申告を止めるために、ライセンス承認機関への通知が必要になります（前規定では税務当局への通知）。
- ・ 企業の分割・分離・合併・統合・形式の変更・清算・事業休止に際して、税務当局は、十分な書類を受理した日から15営業日以内に税務調査を行います。
- ・ 企業が事業を清算・休止する場合、税務当局は、税務調査を早期化する為に、独立監査人及び税務コンサルティング会社に監査・調査を依頼し、当該結果を利用する可能性があります。

当該Decree91は2014年11月15日から発効し、前規定 (Decree218) のCITに関する改訂内容は2014年申告年度から適用されます。



III. Circular 151

複数の現行規定の改訂に関する2014年10月1日付のDecree 91/2014/ND-CP (Decree 91) の実施ガイダンスとして2014年10月10日付で財務省はCircular 151/2014/TT-BTC (Circular 151) を発行しました。Circular 151の主な変更は以下の通りです。

1. 法人所得税 (CIT)

従業員のための福利厚生費について課税年度での一ヶ月の平均給与を上限に損金算入可能となります。一ヶ月の平均給与は年度の実際の給与基金を12ヶ月で割る方式で算定されます。算定対象となる給与金額は、確定申告書提出期限までに実際に支払った当該課税年度の給与になります。

- ・ ライセンス当局への当初の申請書類に投資時期の分散について記載されている場合の、初回以降の投資フェーズで行った投資プロジェクトの税優遇について規定されています。Circular 151では条件に該当する追加投資から生じた課税所得に対して、当初の投資プロジェクトに関する税優遇を、その残存期間について享受できるとDecree 91に比べてより明確に規定しています。2014年より前に許可を受けた当初の投資プロジェクトで、追加投資が2014年1月1日以前の規定に従い税優遇を享受している場合、過年度の税優遇に関する修正申告は不要です。
- ・ 2009年から2013年における機械、設備などの通常の取替投資への税優遇について、Circular 151では追加購入が新規投資プロジェクト又は拡大投資に該当しない限り、既存の税優遇を享受できることを明確にしていま

す。当該追加購入が拡大投資に該当するかどうかの具体的な決定方法はなお不明確です。

- ・ WTOコミットメントの影響を受け、過去のガイダンスに従って他の税優遇を適用していた企業は、Circular 151に基づいたより有利な税優遇の対象になる場合、既に税務調査を受けた場合であっても税優遇の変更が可能となります。当該変更は、過去の申告誤りとしてのペナルティの対象にはなりません。また、過去に過払いの納税額は次期以降の納税額と相殺又は還付できます。
- ・ 輸出割合の条件での税優遇の期間内にあるがWTOのコミットメントの影響により当該税優遇を享受できなくなっている企業は、輸出割合以外の税優遇条件を満たせば、優遇税率、免税・減税期間について異なる組み合わせで税優遇を適用できます。ただし、組み合わせについての詳細なガイダンスは現時点ではありません。

2. 付加価値税

- ・ 2千万ドン以上の延払・分割払条件による物品販売・サービス提供に係る銀行の支払証憑に関して、仕入VAT申告及び控除額修正を、契約書の支払条件に従った支払証憑に基づいたタイミングで行われるよう簡素化されます（旧Circular 219では12月31日付）。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サ
ービス
ITコンサルティング

Japanese Practice Hanoi

-谷中 靖久
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

-古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

-松木 摩耶子
公認会計士(日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi.

T: +84 4 3946 1600

F: +84 4 3946 1601

E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 金岡 秀浩
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: hidehirokanaka@kpmg.com.vn

- 田村 陽一
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duynguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

T: +84 8 3821 9266

F: +84 8 3821 9267

E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

kpmg.com.vn

3. 租税管理

- ・ VATの四半期申告：四半期申告の対象、手続及び継続適用期間についての詳細なガイダンスが示されています。前年度売上高が500億VND未満の企業に加え、新規に営業を開始した納税義務者もVATの四半期申告の対象になります。継続適用期間は3年間ですが、最初の継続適用期間については2014年10月1日から2016年12月31日までとなります。
- ・ 企業形態の変更（有限会社から株式会社への変更またはその逆、国営企業から株式会社への変更等）を行い、変更後企業が旧企業のすべての税務上債務を背負う場合は、規定に基づく年度の確定申告のみが求められ、変更時点での確定申告は不要になります。
- ・ 会社の清算、事業停止の際の確定申告に対する税務調査について、Circular 151では税務調査が不要となる3つのケースが明記されています。加えて、税務調査の対象になる場合で、税務当局が独立監査人又は税務コンサルタントの監査・調査結果を利用することができるケースについて規定されています。
- ・ PIT（個人所得税）の確定申告：納税義務者が清算、事業停止し、PITの源泉徴収がない場合には、PIT確定申告が不要になります。納税義務者は、当該年度に所得を得た個人の一覧を提供することのみ必要となります。

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172
中谷 剛之 シニアマネージャー

T: +81 3354 8805

F: +81 3354 8815

E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂 パートナー

T: +81 6 7731 1000

F: +81 6 7731 1011

E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.